

三次市市制施行20周年記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市制施行20周年の機運の醸成を図るため、市制施行20周年を記念して、市民等が行う地域の賑わい創出及び持続可能なまちづくりにつながる事業に対し、三次市市制施行20周年記念事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この告示において、補助金の対象となる者は、この告示の趣旨に沿った事業を行う者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内を主たる活動拠点とした法人格を有する団体

(2) 過半数が市民で構成された任意の団体・組織で所在地が市内にあり、規約、会則その他の定めにより運営されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししないものとする。

(1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体

(2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党その他政治団体を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業とししないものとする。

(1) 政治的又は宗教的な活動目的で実施される事業

(2) 個人又は特定企業の営利目的で実施される事業

- (3) 市の補助金等の交付を受ける事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別表に定める補助率を変更することができる。

2 補助の対象となる経費は、別表に掲げる事業に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものは補助の対象経費としない。

- (1) 団体等の構成員に対する賃金、各手当、報償費等
- (2) 食糧費
- (3) 既存イベントに新たな工夫を加える場合における当該既存イベント部分に係る経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市市制施行20周年記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して、三次市市制施行20周年記念事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ三次市市制施行20周年記念事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に次掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（変更）（様式第6号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、適当

と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して、三次市市制施行20周年記念事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条に規定する交付決定後に申請を取り下げるときは、三次市市制施行20周年記念事業補助金取下届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下届出書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、三次市市制施行20周年記念事業補助金交付取消通知書（様式第9号）を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による取消しをしたときは、第6条の規定による当該事業の補助金の交付決定は、その効力を失う。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業完了後、速やかに、三次市市制施行20周年記念事業補助金実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 事業内容が確認できる書類
- (4) 領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第10条 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市市制施行20周年記念事業補助金交付確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた申請者が補助金の請求をしようとするときは、三次市市制施行20周年記念事業補助金交付請求書（様

式第14号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金は概算払による交付ができるものとし、申請者は、三次市市制施行20周年記念事業補助金概算払請求書(様式第15号)により、その請求を行うものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の要件に違反した場合
- (2) 不正な手段により補助金を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為があった場合

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市市制施行20周年記念事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により補助金の交付取消しの通知をするものとする。

(関係書類の保管)

第13条 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度における事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効後の経過措置)

- 3 第12条及び第13条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する

。

別表（第3条，第4条関係）

補助対象事業	内容	補助上限額及び補助率（補助金の額に千円未満の額が生じるときは，これを切り捨てる。）
地域型イベント	地域がこれまで行ってきた地域イベントに新たな工夫を加えたもの，又は地域の新たなイベントで，持続可能なまちづくりや地域の賑わい創出に寄与するイベントであること。	上限額：30万円 補助率：2/3
参加型イベント	広く市民等の参加が可能なイベントであり，本市の賑わいづくりにつながるイベントであること。	上限額：50万円 補助率：2/3

備考 イベントには，三次市市制施行20周年記念の表記及びロゴマークを使用すること。